

事業報告書

(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団鶴友会
- ① ☐財団 ☒社団 (☐出資持分なし ☒出資持分有り)
- ② ☐社会医療法人 ☐特別医療法人 ☐特定医療法人
- ☐出資額限度法人 ☒その他
- ③ ☐基金制度採用 ☒基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、
該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市東区保田窪本町10番地112
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所
を記載すること。
- (3) 設立許可年月日 平成5年10月26日
- (4) 設立登記年月日 平成5年11月10日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	鶴田 克家	
理 事	鶴田 豊	
同	服部 敦子	
同	鶴田 克明	
同	鶴田 美恵子	
監 事	栗原 正明	

- 注) 1. 「社会医療法人、特別医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概況

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	鶴田病院	4310122496	熊本市東区保田窪本町10番地112	一般病床 105床 [医療保険 105床]
介護老人 保健施設	介護老人保健施設 メイイト鶴翔苑	4350180164	熊本市東区保田窪本町10番地112	入所定員 61名 通所定員 80名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の 許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション事業	熊本市東区保田窪本町10番地112	
訪問介護ステーション事業	同 上	
鶴友会居宅介護支援センター	同 上	
熊本市東2地域包括支援センター 【熊本市から委託を受けて管理】	熊本市東区保田窪本町10番地114	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決または同意した事項
令和 5年 6月 1日 令和4年度決算報告・承認の件
令和 6年 3月31日 令和6年度事業計画及び収支予算の決定・承認の件
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし
- (7) 当会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし
- (9) その他
なし

以 上

様 式 2

法人名 医療法人社団鶴友会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 熊本市東区保田窪本町10番地112

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資	産	額	2,632,870 千円
2. 負	債	額	2,073,640 千円
3. 純	資 産	額	559,230 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	914,948
B 固 定 資 産	1,717,922
C 資 産 合 計 (A+B)	2,632,870
D 負 債 合 計	2,073,640
E 純 資 産 (C-D)	559,230

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□法人所有	□賃借	■部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■法人所有	□賃借	□部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-1

法人名	医療法人社団鶴友会
所在地	熊本市東区保田窪本町10番地112

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和6年 3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	914,948	I 流動負債	522,374
現金及び預金	309,117	買掛金	59,711
事業未収金	463,801	短期借入金	400,779
たな卸資産	11,896	未払金	58,807
前払費用	12,708	未払費用	36
その他の流動資産	117,426	未払法人税等	232
		未払消費税等	1,667
		前受金	5
II 固定資産	1,717,922	預り金	1,137
1 有形固定資産	1,509,677	その他の流動負債	0
建物	844,755		
構築物	10,853	II 固定負債	1,551,266
医療用器械備品	39,314	長期借入金	1,551,266
その他の器械備品	12,999	その他の固定負債	0
車両及び船舶	10,197		
土地	358,470		
その他の有形固定資産	233,089		
		負債合計	2,073,640
2 無形固定資産	25,273	純資産の部	
ソフトウェア	23,576	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,697	I 資本金	30,000
3 その他の資産	182,972	II 資本剰余金	0
有価証券	500	III 利益剰余金	529,230
長期貸付金	22,542	圧縮積立金	75,696
その他の固定資産	159,930	別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	353,534
		純資産合計	559,230
資産合計	2,632,870	負債・純資産合計	2,632,870

様式 4-1

法人名 医療法人社団鶴友会
所在地 熊本市東区保田窪本町10番地112

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,469,515
2 事業費用		
(1) 事業費	2,575,962	2,575,962
本来業務事業損失		106,447
事業損失		106,447
II 事業外収益		
受取利息	3	
その他の事業外収益	34,862	34,865
III 事業外費用		
支払利息	9,247	
その他の事業外費用	2,571	11,818
経常損失		83,400
IV 特別利益		
固定資産売却益	29	
その他の特別利益	30,197	30,226
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
その他の特別損失	1,731	1,731
税引前当期純損失		54,905
法人税・住民税及び事業税		232
当期純損失		55,137

様式5

法人名 医療法人社団鶴友会

所在地 熊本市東区保田窪本町10番地112

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団鶴友会

理事長 鶴田 克家 殿

私は、医療法人社団鶴友会の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

記

① 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

② 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

以 上

令和6年 5月30日

医療法人社団鶴友会

監事 栗原 正明

